

住宅用火災警報器の設置期限は5月31日まで!! すべての住宅に設置が必要です

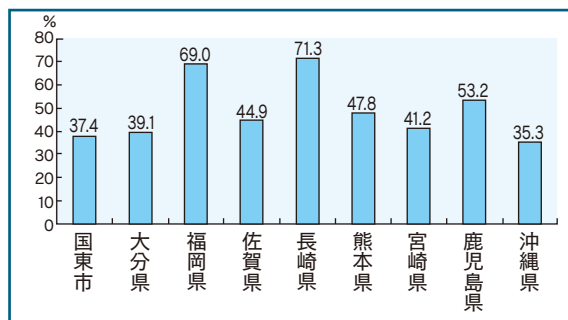
設置義務化の時期は？

- ・新築住宅は平成18年6月1日から始まっています。
- ・今、お住まいの住宅にも平成23年5月31日までに設置が必要です。

住宅用火災警報器とはどんなもの？

住宅用火災警報器とは、火災により発生する煙や熱を自動的に感知し、音声や光等により、火災の発生を早期に知らせるものです。

- ・煙式…煙を感知するもので寝室や階段などに設置するもの。
- ・熱式…熱を感知するもので台所などに設置するもの。



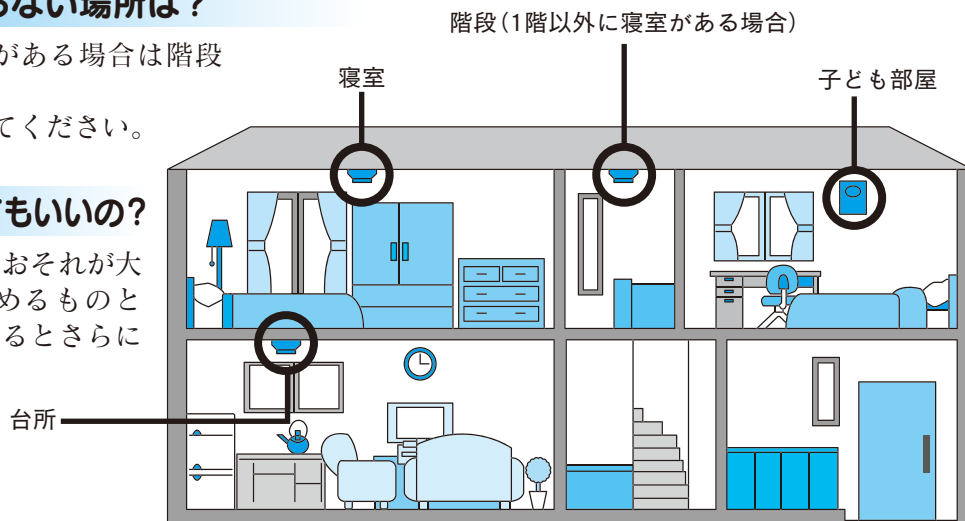
住宅用火災警報器の設置率調査結果
(全国消防長会調べ・2010年9月末)

設置しなければならない場所は？

- ・寝室（2階などに寝室がある場合は階段にも設置が必要です）
- ・天井又は壁に取り付けてください。

台所は取り付けなくてもいいの？

台所その他の火災発生のおそれの大きい部分には設置に努めるものとなっています。取り付けるとさらに安心です。



悪質な訪問販売等にご注意を！

消防署や市の職員が、直接“住宅用火災警報器等”を訪問販売することはありません。おかしいと思ったら、はっきり断ってください。

問い合わせ 国東市消防本部 ☎0978-72-1101

平成23年国東市消防団出初式

